

2019年度

大学経由で応募する民間奨学団体奨学生募集案内

民間奨学団体・地方公共団体の奨学金（以下、「民間奨学団体等奨学金」）は、学業・人物ともに優れ、健康でありながら、経済的理由で修学が困難な学生に対し、各団体の善意により学資を援助する制度です。各団体によって内容は異なりますが、返還義務のない給付型奨学金が多いのが特徴です。

大学経由で応募する民間奨学団体等奨学金の受給を希望する人は、この案内を熟読したうえで応募してください。

また、民間奨学団体等奨学金は、各団体の善意の上に成り立っています。各団体の奨学金の趣旨と下記の注意事項をよく理解したうえで、応募するようにしてください。

<応募時>

- 奨学団体には、それぞれに設立の理念や目的があります。何のためにその団体が奨学金事業を行っているのかを考えましょう。
- 大学から推薦を要する奨学金は、推薦者枠が決められています。推薦者に選ばれたにもかかわらず辞退をしまうと、代わりの推薦者を選出することができなくなり、枠が無駄になってしまいます。応募する際は、辞退することのないようにしてください。

<採用決定後>

- 民間奨学団体では多くの場合、団体主催の交付式・交流会・面談・研修会等の行事があり、奨学生はそれらに出席する義務があります。また、生活状況報告書・成績表、奨学金受領書等の提出が義務づけられている場合があります。これらの義務を怠ると、廃止や採用取消となる場合もあります。このようなことが起きると、今後大学への推薦依頼が取り消されたり、支援を打ち切られたりする等、他の奨学生や後輩に不利益を与えることとなりますので、十分に注意するようにしてください。
- 大阪府立大学を代表して採用されていることを忘れず、奨学生としての自覚を持って行動するように心がけてください。

1. 応募の流れ

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事前登録 | 学生は定められた期間内に登録に必要な書類を揃えて申請
⇒各キャンパスで受付後、登録番号を受理 |
| (2) 応募 | 学生は応募票を提出（応募締切が同じ団体はその中から1団体のみ応募可能） |
| (3) 学内選考 | 大学にて応募票提出者の中から学内選考通過者を決定後、学生本人に連絡
奨学金カウンターにて願書を受け取り
※一度学内選考を通過した者は、以降の応募ができません
（既に提出している応募票は無効となります） |
| (4) 願書提出 | 学生は願書一式を大学に提出 |
| (5) 推薦 | 大学から民間奨学団体へ願書を提出、奨学生として推薦 |
| (6) 団体選考 | 民間奨学団体にて選考 |
| (7) 採否決定 | 民間奨学団体より採否決定通知 |
| (8) 奨学金受給 | 学生は、大学または民間奨学団体の指示にしたがって手続 |

2. 事前登録

民間奨学団体等奨学金への応募を希望する人は、登録期間内に必要書類を各キャンパスの受付場所に提出し、事前登録を行ってください。（登録は当該年度内のみ有効です。）

(1) 登録対象者

本学に在籍中もしくは入学予定の学域生・大学院生であり、学力・人物ともに優秀で学資の援助を必要とする者で、次の①～③のいずれかに当てはまる者。

- ①登録日時時点で、大学経由で応募する民間奨学団体等奨学金を受給しておらず、2019年度も受給予定でない方
 - ②大学経由で応募する民間奨学団体等奨学金の採用者のうち、2018年度末までに受給が終了する方
 - ③大学経由で応募する民間奨学団体等奨学金の採用者のうち、2019年度末までに受給が終了する方で、2020年度以降受給の予約奨学金への応募を希望する方（2019年度に受給できる奨学金には応募できません）
- なお、対象外の者の登録が判明した場合は、登録を取り消し、願書を返却します。

(2) 登録期間、受付場所 (注) 保護者等による代理申請は不可 必ず応募者本人が登録に来てください

対象	登録期間	受付場所
在学学生、入学内定者 (※)	2019年 1月9日(水)～18日(金) (平日 10時～13時、14時～16時)	【中百舌鳥キャンパス】 学生センター(A3棟)2階 会議室 【羽曳野キャンパス】 L棟1階 事務所学生グループ
新入生、新編入生	2019年 3月25日(月)～4月5日(金) (平日 10時～13時、14時～16時)	【りんくうキャンパス】 事務所 学生・教務担当

(※) 2018年10月3日(水)までに入学手続を終えた本学学域・大学院博士前期課程から引き続き本学へ進学予定の学生

上記登録期間以外の登録受付は行いません。ただし、家計支持者の病気や死亡、会社都合の失業等、**家計急変のある世帯の学生については、随時受け付けます。**各キャンパス奨学金担当へお気軽にご相談ください。

- 書類確認のため、登録受付には多少時間がかかります。特に、新学期は窓口が混雑し、待ち時間を要しますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 登録期間最終日に書類を提出し不備があった場合は、登録することができません。日付に余裕を持ってお越しください。

(3) 必要書類

1 民間奨学団体・地方公共団体奨学金登録願書

- ※手書きの場合はボールペン（鉛筆やインクを消すことのできる筆記具不可）で丁寧に記入してください。
- ※記入例を参考に、履歴には空白期間がないように記入してください。（予備校や自宅学習等も省略せず記入。）
- ※履歴欄が不足する場合は、追加記入用の別紙を各キャンパス奨学金窓口にて用意しています。

2 提出書類チェックリスト（提出書類にチェックの上、提出）

3 学業成績に関する証明書類 [コピー不可] ※在学学生および本学から本学大学院へ進学する者は不要

対象者	提出書類
大学新入生	出身高等学校発行の調査書 （「卒業見込」の調査書・成績証明書は不可）
大学新編入生 大学院新入生で本学以外からの進学者	前在籍校の成績証明書（修得単位数の記載があるもの）

4 生計を同一にする家族全員分の住民票（マイナンバー記載のないもの） [コピー不可]

- ※世帯主及び続柄の記載があるものを提出してください。
- ※必要書類の詳細は下表【表A】同一生計家族各員の必要書類についてを参照してください。
- ※別居している祖父母や兄弟姉妹、その他の扶養家族等もこの表を参照してください。

5 父母（またはそれに代わる家計支持者）および父母等の被扶養家族（就学者・未就学児を除く）の平成30年度（平成29年分）課税（所得）証明書 [コピー不可]

- ※平成29年分（H29.1.1～12.31）の所得内容が記載されたものを個人ごとに提出してください。
- ※家族状況確認の為、所得控除の内訳（配偶者控除、扶養控除、所得控除等）が記載されたものを提出してください。
- ※必要書類の詳細は下表「【表A】同一生計家族各員の必要書類について」を参照してください。
- ※別居している祖父母や兄弟姉妹、その他の扶養家族等もこの表を参照してください。

【表 A】 同一生計家族各員の必要書類について（本人が独立生計者の場合を除く）

対象者		必要書類		
		住民票	課税証明書 (非課税証明書)	収入に関する 証明書類
本人		○	×	×
父		○	○	○
母		○	○	○
兄弟姉妹	就学年齢に達していない場合	○	×	×
	就学している場合	○	×	×
	就学しておらず父母に扶養されている場合	○	○	×
	就学しておらず父母に扶養されていない場合	×	×	×
祖父母	父母に扶養されている場合	○	○	×
	父母に扶養されていない場合	×	×	×
その他扶養家族		○	○	×
父母に代わる家計支持者		○	○	○

※本人が独立生計者の場合は、必要書類が異なります。該当する方は、【表 A-2】登録者が独立生計者である場合の同一生計家族各員の必要書類についてを参照してください。【表 A-2】は、各キャンパス奨学金窓口にあるほか、大学 Web サイト「大学 HOME > 教育・学生生活・就職支援 > 奨学金 > 民間奨学団体・地方公共団体奨学生の募集について」からダウンロードできます。

6 父母（またはそれに代わる家計支持者）の収入に関する証明書類

※必要書類の詳細は下表【表 B】収入に関する証明書類についてを参照し、該当する収入すべてについて、証明書類を提出してください。

※コピーを提出する際は A4 サイズの用紙にコピーし提出してください。

【表 B】 収入に関する証明書類について

収入の種類・状況		証明書類
1	給与所得（給与・賃金・役員報酬等）	2018 年（平成 30 年）源泉徴収票のコピー（注意 1）（注意 2）
2	給与所得以外（自営業等）	平成 30 年の確定申告書第一表・第二表（控）〔税務署の受付印があるもの〕のコピー（注意 1）（注意 3）
3	不動産・農業・配当等の収入	平成 30 年の確定申告書（控）第一表～第五表のうち提出したもののすべて、および収支内訳書、計算明細書等〔税務署の受付印があるもの〕のコピー（注意 1）（注意 3）
4	年金 （恩給、老齢年金、企業年金、遺族年金等）	年金振込通知書のコピー 又は 年金額改定通知書のコピー
5	生活保護受給者	保護決定（変更）通知書のコピー
6	失業給付金	雇用保険受給資格者証のコピー （第 1 面と処理月日、支給金額が記載された面全て）
7	児童手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当等の公的手当	振込通知書のコピー 又は 決定（変更）通知書のコピー （2017（平成 29）年度・2018（平成 30）年度の金額がわかるものが必ず必要です）（注意 4）
8	養育費・離婚慰謝料や 親族からの援助金等	収入に関する事情書（本学所定様式）
9	同一生計者の収入の合計が年額 100 万円 以下の場合（無職・無収入の場合を含む）	収入に関する事情書（本学所定様式）

（注意 1）登録時期が 1 月の学生で、登録時点では表 B のうち 1～3 の 2018 年（平成 30 年）の書類を提出できない場合は、その旨を登録時に申出のうえ、2019 年 3 月 29 日までに提出してください

（注意 2）一文字でも手書きがあったり、内容を修正している場合は、発行元の公印押印が必要です。

（注意 3）表 B のうち、2 または 3 で電子申告を行った場合は、各表や内訳等に受付日時と受付番号が印字されていることが必要です。

（注意 4）児童手当の証明書類は、2017 年 3 月時点で中学 3 年生以下だった弟妹等について提出が必要です。また、収入制限等で支給停止中の場合はその旨が記載された書類を提出してください。

7 次に該当する場合は、各証明書類

※コピーを提出する際はA4サイズ用の紙にコピーし提出してください。

対象世帯	証明書類
母子家庭・父子家庭等のひとり親家庭	所得控除内訳の寡婦（寡夫）控除欄に該当の記載がある「課税（所得）証明書」または「戸籍謄本」のいずれか1つ
同一世帯に、障がい者がいる場合	障がい者手帳、療育手帳等のコピー
同一世帯に、要介護認定3以上の方がいる場合	介護保険被保険者証のコピー
同一世帯に、長期療養者（登録申請時点において6ヶ月以上継続して療養中（療養見込））の方がいる場合	①特定疾患医療受給者証、治療計画書、診断書等、療養を必要とする事実が分かる書類（ある場合） ②療養に要した直近12ヶ月以内分の医療費の領収書等のコピー（食事療養費、診断書料、個室料等は対象外）（注意1）（注意2） ③上記の療養費用を集計した「長期療養者の医療費集計表」（本学所定様式）
同一世帯に、介護保険法による「要介護認定・要支援認定」を受け、登録申請時点において6ヶ月以上継続して介護サービス利用（利用見込）の方がいる場合	①介護保険被保険者証のコピー ②介護サービスを利用した直近12ヶ月以内分の領収書等のコピー（入所費用や光熱費、食費は対象外）（注意3） ③上記の介護費用を集計した「長期療養者の医療費集計表」（本学所定様式）
家計支持者が単身赴任等で別居している場合	①別居にかかる費用を証明する直近12ヶ月以内分の書類のコピー（借家の賃貸借契約書や社宅費天引の事実がわかる給与明細等、電気・ガス・水道等光熱費、家具・家事用品費の領収書） ②上記の別居費用を集計した「家計支持者の単身赴任等にかかる費用集計表」（本学所定様式）
同一世帯で、直近12ヶ月以内に収入や支出に大きな変動があった場合（家計支持者の死亡、会社都合の失業、災害や盗難等）	それらを証明する書類

（注意1）確定申告（還付申告）の控えや計算書は証明書類としては使用できません

（注意2）領収書は個人別、療養の理由別にまとめ、発行年月順に並べてA4サイズ用紙にコピーし、用紙ごとに合計額を記入してください

（注意3）領収書は個人別にまとめ、A4サイズ用紙にコピーし、用紙ごとに合計額を記入してください

8 その他

家計状況をより正確に確認するため、申請内容によっては更に追加書類の提出を求める場合があります。あらかじめご承知おきください。

本学所定様式の書類（①収入に関する事情書、②長期療養者の医療費集計表、③家計支持者の単身赴任等にかかる費用集計表）は、各キャンパス奨学金窓口にあるほか、**大学 Web サイト「大学 HOME > 教育・学生生活・就職支援 > 奨学金 > 民間奨学団体・地方公共団体奨学生の募集について」**からダウンロードできます。必要に応じて使用してください。

3. 応募方法

希望する各団体奨学生への応募は、応募票を提出することにより行います。応募票は複数の団体について提出することができます。ただし、出願締切日が同じ団体の場合は、その中の1団体にのみ応募ができます。

募集状況は、各キャンパスの奨学金掲示板および**大学 Web サイトの「大学 HOME > 教育・学生生活・就職支援 > 奨学金 > 民間奨学団体・地方公共団体奨学生募集状況」**に掲載されますので、これらを確認して、応募票を提出してください。

2019年度の募集状況は3月中旬頃から掲載を開始します。

●例年4月から5月は、頻繁に情報が更新されます。週に1度は確認する習慣をつけてください。

夏休み中や後期にも募集がありますのでよく確認してください。

●この募集案内にも大体の応募時期が掲載されていますが、2019年度から新しく推薦依頼のある奨学団体や、2019年

度は募集のない奨学団体もあります。また、募集時期や内容が変わる団体もありますので、必ず奨学金掲示板や大学 Web サイトを確認して応募してください。

なお、一度学内選考を通過した方は、すでに提出した全ての奨学団体応募が無効となりますのでご注意ください。

4. 学内選考

応募者の中から、所得基準及び成績により学内選考を行い、推薦者を決定します。大学が推薦するのは原則として 1 人 1 団体です。学内選考後は、通過者にのみ直接電話などで連絡をします。学内選考に漏れた方で順位を知りたい方は、締切日の翌週以降、各キャンパス窓口へ来所のうえお問い合わせください。（電話照会は回答いたしません。）

※学内選考はあくまでも学内での選考を通過して、大学からの推薦資格を得たに過ぎません。応募後も更に奨学団体での選考があります。

5. 採否決定

奨学団体の選考結果が大学に到着次第、ご本人に連絡します。

6. 採用後の手続き

奨学生に採用された場合、奨学生として必要な書類を大学または団体に提出します。大学に提出のあった書類は、大学で取りまとめて団体に送付します。

採用後は、奨学団体により、団体主催の交付式・交流会・面談・研修会等の行事があり、奨学生はそれらに出席する義務があります。また、生活状況報告書・成績表、奨学金受領書等の提出が義務づけられている場合もあります。これらの義務を怠ると、廃止や採用取消となる場合もあります。また、今後大学への推薦依頼が取り消されたり、支援を打ち切られたりする等、他の奨学生や後輩に不利益を与えることとなりますので、十分に注意するようにしてください。

大変残念なことですが、本学奨学生の中に成績不良（留年確定）のため、奨学金の中止や停止を受ける方がいます。奨学生として採用された方は、大阪府立大学を代表して採用されていることを忘れず、奨学団体のご厚意をよく理解して勉学に取り組んでください。

7. 留意事項

- 登録・応募の書類提出は締切日厳守です。締切日を過ぎると、大学も奨学団体も登録・応募を受け付けません。
- 頻繁に事務連絡を必要とする場合がありますので、必ず最新の住所・電話番号・メールアドレスを届け出るようにしてください。特に、下記の電話番号は携帯電話等に登録し、連絡があった場合は必ず折り返し連絡をお願いします。（羽曳野キャンパス、りんくうキャンパスの学生は、中百舌鳥キャンパス学生課から連絡することもありますので、中百舌鳥キャンパスの電話番号も忘れずに登録してください。）

中百舌鳥キャンパス 学生課 奨学金担当

TEL : 072-254-9116 (直通) または

TEL : 072-254-6174 (直通)

羽曳野キャンパス 事務所 学生グループ奨学金担当

TEL : 072-950-2940 (直通)

りんくうキャンパス 事務所 教務・学生担当

TEL : 072-463-5748 (直通)

※連絡がとれない場合は、学内選考通過や推薦を取り消されたり、奨学金が打ち切られたりする場合がありますので、ご注意ください。